

支払方法に関する調査票

回答要領

- 回答は、同封の案内を御覧の上、**回答専用ウェブサイト**で入力してください。
- 設問には、前の設問への回答内容に応じて、実際には表示されないものもあります。
画面に表示された設問にのみ回答してください。
- 回答を中断しても、中断した箇所から再開できます。

設問

第1 共通事項

Q1 貴社の概要

- ・ 代表者
- ・ 法人番号
- ・ 資本金又は出資の総額
- ・ 従業員数
- ・ 事業内容（日本標準産業分類の中分類から選択してください。）
- ・ 本件に関する問合せ先（部署・役職、氏名・フリガナ、電話番号、メールアドレス、住所）

Q2 取引上の立場

貴社の主な事業における取引上の立場について、最も近いものをお答えください。

【用例】企業A（完成品メーカー）→企業B（1次請（ティア1））

→企業C（2次請（ティア2））→企業D（3次請（ティア3））

- ①ティア1
- ②ティア2
- ③ティア3
- ④ティア4以降
- ⑤当てはまるものはない（例：完成品メーカー等）

第2 支払方法について

Q3 貴社の、取引先に対する支払方法はどのような方法ですか。該当する支払方法を全て選択し、直近の事業年度の全支払額に占める利用割合（※1）を選択してください（合計が100%になるように選択してください。）。

- ①現金（金融機関振込みを含む）
- ②手形
- ③電子記録債権
- ④一括決済方式（例：一括ファクタリング等）
- ⑤その他

※1 割合は概算で構いません。

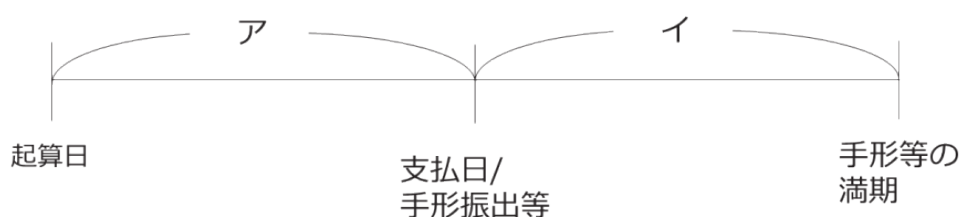
※2 表内で合計100%になるよう、選択してください。

貴社が取引の対価を支払う際のサイト（支払サイト）についてお聞きします。

Q4_1 貴社が取引の対価を支払う際のサイトについて、お聞きします。①現金払の場合は起算日から支払日までの期間（図1ア）、②手形、電子記録債権又は一括決済方式で支払う場合は起算日から手形振出等までの期間（図1イ）について、それぞれ支払方法ごとに、その利用割合（※1）を選択してください。

（イメージ図）例：手形等（手形、電子記録債権又は一括決済方式）で支払う場合

<図1>



- ※1 割合は概算で構いません。
- ※2 各表内で合計 100%になるよう、選択してください。
- ※3 貴社において用いていない支払方法については回答不要です。
- ※4 締切制度を用いている場合は、締切対象期間の初日を起算日として、支払日/手形振出等までの日数をカウントしてください（月単位の締切制度の場合は1か月を30日としてカウント）。例えば、毎月末日締切、翌月末日支払の場合は「60日」、毎月末日締切、翌々月末日支払の場合は「90日」となります。
- ※5 「起算日」（始期）については、次の Q4_2_1 でお尋ねします。

Q4_2_1 Q4_1 で回答いただいた貴社の支払サイトの起算日（始期）は「受領日」、「検収完了日」のどちらですか。

（参考）受領日と検収完了日の関係イメージ

<図2>



- ①受領日
- ②検収完了日

※Q4_2_1 で、②と回答した方のみ回答してください。

Q4_2_2 貴社の、受領から検収が完了するまでに要する期間（図2a）の平均日数を教えてください。

Q4_3 貴社の手形等サイトについてお尋ねします。図1イの期間について、支払方法ごとに、その利用割合（※1）を選択してください（支払方法ごとに合計が100%になるように選択してください。）。

※1 割合は概算で構いません。

※2 各表内で合計100%になるよう、選択してください。

※3 貴社において用いていない支払方法については回答不要です。

Q5_1 Q4で回答した決済期間（Q4_1の図1ア及びイの期間。以下同じ。）は、どのように決定されていますか。【複数選択可】

①取引先と交渉して決定している。

②貴社の基準により決定している。

③その他〔 〕

Q5_2 決済期間を決定するに当たって考慮する要素を教えてください。【複数選択可】

①金額

②中小受託取引適正化法（※）が適用される取引か否か

③自社が受け取る支払サイト

④業界等の慣習・相場

⑤特に根拠はない

⑥その他〔 〕

※ 令和8年1月1日に施行される「下請代金支払遅延等防止法」（下請法）の改正後の略称で、正式名称は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」。

※Q3 で①現金払の実績があると回答した方のみ回答してください。

Q6_1 貴社が取引の対価を支払う際に、対価の支払方法が金融機関への振込払である場合、振込手数料を負担していますか。

- ①取引先が振込手数料を負担している取引がある。
- ②全て貴社が振込手数料を負担している。

※Q6_1 で①と回答した方のみ回答してください。

Q6_2 振込手数料を取引先の負担としている理由について教えてください。

【複数選択可】

- ①業界等の慣習として根付いているため。
- ②自社の負担軽減のため。
- ③取引先から希望があったため。
- ④その他 []

※Q3 で②手形払、③電子記録債権払又は④一括決済方式払の実績があると回答した方のみ回答してください。

Q7 貴社が、手形等の方法で取引の対価を支払っている理由を教えてください。

【複数選択可】

- ①取引先が希望するため。
- ②業界等の慣習であるため。
- ③自社も手形、電子記録債権又は一括決済方式の方法で取引の対価を受け取っているため。
- ④その他 []

※Q3 で③電子記録債権払又は④一括決済方式払の実績があると回答した方のみ回答してください。

Q8 貴社が、電子記録債権又は一括決済方式で対価を支払う際、取引の対価に加えて、取引先が金融機関等で割引を受ける際に支払う割引料に相当する額の手数料を負担していますか。

- ①負担している。
- ②負担していない。

Q9_1 今後、Q4 で回答した支払サイトや手形等サイトを短縮する予定はありますか。
「中小受託取引適正化法」(※)の対象取引であるか否かにかかわらず、お答えください。

- ①ある
- ②ない

※ (再掲) 令和8年1月1日に施行される「下請代金支払遅延等防止法」(下請法)の改正後の略称で、正式名称は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」。

(参考)下請法から改正された、中小受託取引適正化法の施行後、対象取引においては、手形による支払及び支払期日までに代金の満額の金銭と引き換えることが困難な方法(例:電子記録債権や一括決済方式で支払われる場合に、受注者が割引料相当額を負担するなどして満額の現金を受けることができない場合等)での支払が禁止されることになります。

Q9_2 どのような支援があれば、手形、電子記録債権又は一括決済方式での支払を取りやめたり、支払サイトや手形等サイトを短縮しようと考えますか。【複数回答可】

- ①手形等での代金支払を取りやめること等を条件とした補助金・税制における優遇措置。
- ②手形等での代金支払を取りやめること等を条件とした低利融資制度の整備。
- ③自社が取引先から受け取る手形等の利用の廃止やサイト短縮がなされること。
- ④その他 []

第3 受取方法について

Q10_1 現在、取引先から、電子記録債権や一括決済方式(一括ファクタリング等)の方法で取引の対価を受け取っている方にお尋ねします。

貴社が、取引先からの支払について、現金や電子記録債権、一括決済方式などが混在しているよりも、電子記録債権又は一括決済方式のいずれかの方法に統一されることのメリットを感じますか。

- ①メリットを感じる。
- ②特にメリットは感じない。

※Q10_1 で①と回答した方のみ回答してください。

Q10_2 サイトを有する受取手段への統一を希望する理由を教えてください。

【複数回答可】

①貴社の資金管理が容易となるため。

②その他 []

第4 米国追加関税措置に伴う影響について

Q11 今般の、米国の関税措置をきっかけとして、取引先から原価低減要請などの名目で取引価格の引下げ等を要請されたことはありますか。

①要請されたことがある。

②要請されたことがない。

※Q11 で①と回答した方のみ回答してください。

Q12 具体的に受けた要請を教えてください。

※Q11 で①と回答した方のみ回答してください。

Q13 貴社は、要請にどのように対応しましたか。

①要請を全て受け入れた。

②要請を一部受け入れた。

③要請を拒否した。

④交渉中である。

設問は以上で終わりです。
回答は、回答専用ウェブサイトで入力してください。

【本件調査の改善に関する御意見・御要望について】

本件調査について、下記の例のような改善に関する御意見・御要望がある場合、封筒に記載のコールセンターにお寄せください。内容を検討の上、次回以降の調査の企画立案に活用させていただきます。

（要望・意見の例）

- ・ 本件調査と〇〇調査において、同じ△△の調査項目を重複して調査されているため、どちらかに回答すればよいようにしてほしい。
- ・ 回答方法について、××を含めた他の回答手段も用意してほしい。
- ・ Q□□の趣旨が分かりづらく判断に迷うことがあるので、分かりやすい文章にしてほしい。